

特別定額給付金について

1 事業の経緯

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、4月30日に国会で令和2年度補正予算（第1号）が可決されたことに伴い、当市においても感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施する。

2 事業内容

(1) 給付対象者

98,032人 38,384世帯（令和2年4月27日時点）

基準日（令和2年4月27日）において、島田市の住民基本台帳に記録されている者

※外国人を含む。4月27日出生児は含まれるが、4月27日死亡者は含まれない。

(2) 給付額

給付対象者1人につき10万円

(3) 受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

(4) 給付金の申請及び給付の方法

申請方法：郵送申請方式及びオンライン申請方式

・郵送申請方式

市から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返信用封筒に入れて郵送

・オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから世帯員情報及び振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要。）

申請期限：受付開始日から郵送申請方式受付開始日の3カ月後まで

（受付開始日はそれぞれの申請方式で設定可能）

給付方法：原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込み

(5) 特殊事例の取扱い

以下のうち、一定の要件を満たす者及び施設入所等の措置が採られている者については、諸事情により基準日までに現住所に住民票を移すことができない場合、別の取扱いをもって給付を行う。

- ア 配偶者等からの暴力を理由に避難し、生計を別にしている者
- イ 虐待を受けたことにより、施設へ入所している障害者・高齢者
- ウ 児童福祉施設等に入所等している児童等
- エ 住民基本台帳に記録されていないホームレス等
- オ 住民基本台帳に記録されていない無戸籍者

3 給付スケジュール

- 5月8日 オンライン申請受付開始予定
- 5月22日 第1回給付金支払予定
- 5月19日～ 申請書順次発送開始予定
- 5月19日 郵送申請受付開始予定
- 5月27日 第2回給付金支払予定

4 事業費（令和2年度5月補正予算提出予定）

特別定額給付金事業費	9,885,000 千円	※10/10 国庫補助対象
うち給付金	9,804,100 千円	
事務費	80,900 千円	